

静岡県国民健康保険運営協議会関連諸規程

○ 静岡県国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県国民健康保険運営協議会の委員の定数等を定める条例（平成29年条例第42号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、静岡県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、条例第4条第1項の規定により会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の全員が新たに任命された場合又は会長若しくは職務を代行する者が共に欠けた場合における会議の招集は、知事が行う。

3 会議を招集しようとするときには、あらかじめ開催の日時及び場所並びに審議事項を委員に通知しなければならない。

(会議)

第3条 会議は、公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるとき又は円滑若しくは公正な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会長の承諾により非公開とすることができる。

(会議録)

第4条 会議を開催したときは、会議録を調製して、会長及び会長の指名した委員1人がこれに署名しなければならない。

2 前項の会議録は、公開するものとする。ただし、前条ただし書の会議に係るものについては、非公開とする。

(細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、必要な都度、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月20日から施行する。

○ 静岡県国民健康保険運営協議会傍聴要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県国民健康保険運営協議会運営要綱（平成30年8月20日制定）第5条の規定に基づき、静岡県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は会議の開催予定期刻までに受付で氏名、住所を記入し、係員の指示に従って会場に入室する。
- (2) 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第、受付を終了する。

第3 傍聴人の守るべき事項

- (1) 会議中は静粛に傍聴し、発言、拍手、その他の行為等により会議の秩序を乱し、又は審議の妨害をしてはならない。
- (2) 会場内で飲食、喫煙をしてはならない。
- (3) 会場内で写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。
- (4) その他、会議の支障となる行為をしてはならない。

第4 秩序の維持

- (1) 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。
- (2) 会長は、傍聴人が第3の規定に違反したとき、又は(1)の指示に従わないときは、退室させることができる。

第5 その他

本要領は、運営協議会委員の随行者及び報道関係者には適用しない。

附 則

この要領は、平成30年8月20日から施行する。

静岡県国民健康保険運営協議会の位置づけ

参考資料 2

静岡県国保運営協議会

国民健康保険法第11条第1項

- 主な審議事項
 - ・国保事業費納付金の徴収
 - ・国保運営方針の作成
 - その他の重要事項
- 委員
 - ・被保険者代表
 - ・保険医又は保険薬剤師代表
 - ・公益代表
 - ・被用者保険代表

国保運営方針連携会議

- 主な審議事項
 - ・国保の安定的な財政運営
 - ・国保事業の運営の広域化・効率化の推進
 - ・運営方針の作成及び変更
- 構成
 - ・市町課長
 - ・国保連合会
 - ・県国保課長

市町国保運営協議会

国民健康保険法第11条第2項

- 主な審議事項
 - ・保険給付
 - ・保険料の徴収
 - その他の重要事項
- 委員
 - ・被保険者代表
 - ・保険医又は保険薬剤師代表
 - ・公益代表
 - ・被用者保険代表(任意)

〔 詮問・報告 〕

〔 答申・意見 〕

県

運営方針に定めた事項について、毎年度の取組内容や実績評価を、運営協議会及び連携会議・市町に報告し、継続的な改善を図る。

【準拠:都道府県国民健康保険運営方針策定要領(厚労省令和2年5月)】

〔 詮問・報告 〕

〔 答申・意見 〕

市町

国保被保険者(住民)